

ご遺族のための手続一覧表

亡くなられた方が、次の項目に該当された場合は、以下の手続が必要となります。
幕別町役場又は忠類総合支所、札内支所で手続をしてください。

項目	内容	必要なもの	問い合わせ窓口
国民健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証、限度額認定証等の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証、限度額認定証等 ・喪主又は施主の名前が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書などのうち1つ） ・喪主又は施主の通帳 	
	<input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請		
	<input type="checkbox"/> 世帯主が亡くなられた場合、保険証の差替え ※国保の方のみ		
後期高齢医療	<input type="checkbox"/> 後期高齢者被保険者証、限度額認定証等の返還	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者被保険者証、限度額認定証等 ・喪主又は施主の名前が確認できるもの（会葬礼状、葬儀の領収書などのうち1つ） ・喪主又は施主の通帳 ※喪主又は施主が相続人ではない場合、相続人の通帳も必要 	住民課国保医療係 0155-54-6602
	<input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請		
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療申立書		
福祉医療	<input type="checkbox"/> 子ども医療費、ひとり親家庭医療費資格喪失等の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども医療費受給者証 ・ひとり親家庭医療費受給者証 	
住民票	<input type="checkbox"/> 世帯主変更届(世帯主が亡くなられた場合のみ)	・届出される方の本人確認書類	
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返還	・印鑑登録証	
年金	<input type="checkbox"/> 未支給年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の年金手帳及び年金証書 ・請求者の戸籍（亡くなられた方と請求者の続柄が確認できるもの） ・請求者のマイナンバーが確認できるもの（個人番号カード、通知カード等） ・請求者の住民票（請求者のマイナンバーを確認できれば不要） ・請求者の振込先の通帳 ・死亡診断書の写し 	住民課戸籍住民係 0155-54-6602
	<input type="checkbox"/> 遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金の請求		
	遺族厚生年金は帯広年金事務所での手続となります 帯広年金事務所 〈所在地〉〒080-8558 帯広市西1条南1丁目 0155-65-5001 音声案内「1」の後「2」を選択		
住宅	<input type="checkbox"/> 公営住宅同居者異動届	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなったことを証明する書類 ・(死亡診断書の写し、除票等) 	都市計画課住宅係 0155-54-6623
	<input type="checkbox"/> 公営住宅同居者承認届		
	<input type="checkbox"/> 公営住宅承継届	なし	
	<input type="checkbox"/> 公営住宅退去届		
水道	<input type="checkbox"/> 名義変更又は使用中止届	・なし(電話連絡可)	水道課庶務係 0155-54-6624
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護保険資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証、限度額認定証等 ・相続人の通帳 	保健課介護保険係 0155-54-3812
	<input type="checkbox"/> 介護保険補完事業利用変更(廃止)届 ※緊急通報装置や配食サービス等		

ご不明な点がございましたら、住民課(0155-54-6602)までお問い合わせください。

項目	内容	必要なもの	問い合わせ窓口
障がい	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳の返還届	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・更生医療、育成医療受給者証 	福祉課障がい福祉係 0155-54-6612
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の返還		
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証の返還		
	<input type="checkbox"/> 更生医療、育成医療受給者証の返還		
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の資格喪失届		
	<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証の返還届	・重度心身障害者医療費受給者証	住民課国保医療係 0155-54-6602
児童手当	<input type="checkbox"/> 児童手当受給者の変更手続(喪失、申請)	・新受給者の通帳、保険証	こども課こども支援係 0155-54-6621
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当喪失届等	<ul style="list-style-type: none"> ・新受給者の通帳 ・児童扶養手当証書 	
就学援助	<input type="checkbox"/> 就学援助受給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・1月2日以降に転入した方のみ、前年の収入を証する書類(所得証明書、源泉徴収票等) ・申請される方の通帳 	教育委員会学校教育課 0155-54-2006
税	<input type="checkbox"/> 相続人代表者届書の提出(町道民税、固定資産税等)	なし	税務課資産税係 0155-54-6603
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等の名義変更又は廃車の手続		
	<input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の印鑑登録されている印鑑 ・相続人の印鑑証明 	
	<input type="checkbox"/> 税金・使用料口座振替解約(申込)届	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい名義人の通帳 ・通帳の印鑑 	
犬	<input type="checkbox"/> 所有者の変更届	なし	防災環境課地域環境係 0155-54-6601
墓地	<input type="checkbox"/> 墓地使用权承継届	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・本籍入りの住民票(届出する方が町外の場合) 	
防災無線	<input type="checkbox"/> 返還届	・戸別受信機	防災環境課防災危機管理係 0155-54-6601
	<input type="checkbox"/> 借受者変更届	なし	
農地	<input type="checkbox"/> 農地法の規定による相続の届出 ※10か月以内に農業委員会へ届出が必要です。	なし	農業委員会0155-54-6625 忠類支局01558-8-2111
森林	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出 ※相続開始の日から90日以内に役場へ届出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地の位置を示す地図 ・当該土地の登記事項証明書 ・その他の届出の原因を証明する書面 	農林課林務係 0155-54-6605

役場以外の手続

項目	内容	問い合わせ先
電気・ガス料金等 固定電話・携帯電話 インターネット ケーブルテレビ クレジットカード など	・解約、名義変更など	各契約会社
NHK受信料	・解約、名義変更など	NHK帯広放送局 0155-23-3114
運転免許証	・返納手続	帯広警察署 0155-25-0110
自動車関係	・廃車、名義変更など	【軽自動車】 軽自動車協会 050-3816-1768 【軽自動車以外】 帯広運輸支局 050-5540-2006
生命保険等	・死亡保険金の請求など	各保険会社
パスポート	・パスポートの返還	北海道パスポートセンター 011-231-4111
在留カード 特別永住者証明書	・在留カード、特別永住者証明書の返還	東京出入国在留管理局 03-5796-7111
遺言書	・遺言書の検認など	遺言者の最後の住所地を 管轄する家庭裁判所
有料道路(ETC利用者) 障がい者割引	・解約、名義変更など	NEXCO東日本 0570-024-024

相続手続について

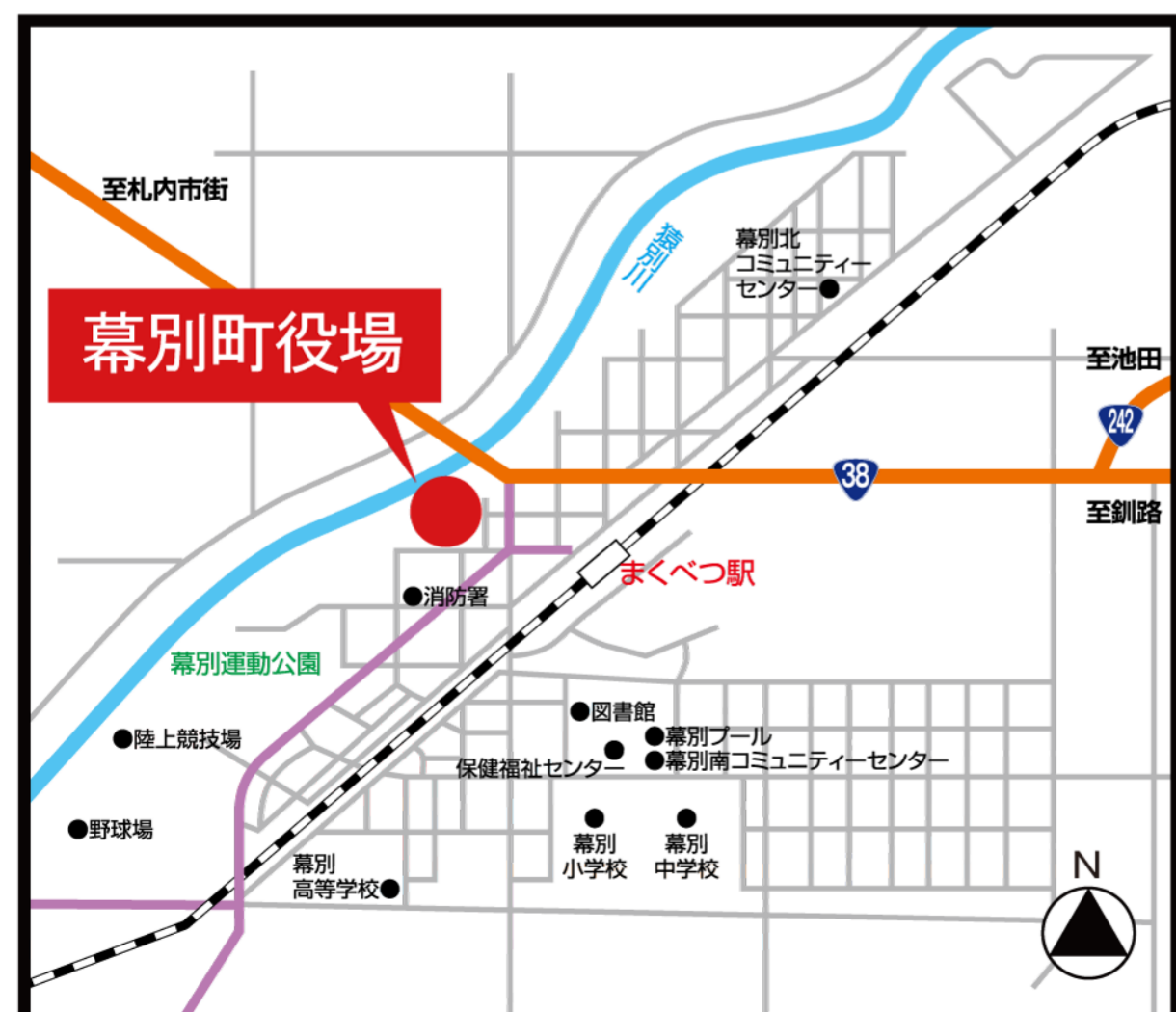
亡くなられた方(被相続人)に土地や家屋などの不動産や預金がある場合、相続手続により相続人への名義変更が必要になります。

●被相続人名義の預金口座がある場合	
手続先	被相続人名義の口座がある各金融機関
必要書類	・被相続人の出生から死亡までの戸籍証明書 ・相続人の戸籍謄(抄)本及び印鑑証明書 など
相続の方法(遺言、遺産分割協議、相続人の合意)により必要書類が変わります。	
●被相続人名義の不動産(土地、家屋)がある場合	
手続先	被相続人の住所を管轄する法務局 幕別町の場合は釧路地方法務局帯広支局(0155-24-5837)
必要書類	・被相続人の出生から死亡までの戸籍証明書 ・相続人の戸籍謄(抄)本及び印鑑証明書 ・被相続人が亡くなられた時の住所がわかる除票(戸籍附票) ・固定資産評価額証明書 など
相続の方法(遺言、遺産分割協議、相続人の合意)により必要書類が変わります。 必要書類等の詳細につきましては、釧路地方法務局帯広支局(0155-24-5837)にお問い合わせください。	
●相続放棄について	
手続先	被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所 幕別町は釧路家庭裁判所帯広支部(0155-23-5141)
相続を知った日から3か月以内に家庭裁判所に申立する必要があります。 相続放棄には相続放棄と限定承認があります。必要書類等の詳細につきましては、釧路家庭裁判所帯広支部(0155-23-5141)にお問い合わせください。	

※「法定相続情報証明制度」について
上記の各種相続手続に必要な戸籍証明書を何度も取得するをなくすための制度です。
被相続人の出生から死亡までの戸籍を1部ずつ用意し、法務局に「法定相続情報一覧図」の作成の申出をすると、法務局が証明する法定相続情報一覧図の写しが無料で交付されます。この写しは各手続先でご利用できます。司法書士などの専門家に頼むこともできます。
詳細は、釧路地方法務局帯広支局(0155-24-5837)にお問い合わせください。

役場・支所案内図

【幕別町役場】



〒089-0692
北海道中川郡幕別町本町130番地1
☎0155-54-2111
開庁時間:午前8時45分から午後5時30分まで
閉庁日:土・日・祝日・年末年始

【札内支所】



〒089-0541
北海道中川郡幕別町札内青葉町311番地11
☎0155-56-2111
開庁時間:午前8時45分から午後5時30分まで(毎週水曜日は午後7時まで)
閉庁日:土・日・祝日・年末年始

【忠類総合支所】



〒089-1707
北海道中川郡幕別町忠類錦町439番地1
☎01558-8-2111
開庁時間:午前8時45分から午後5時30分まで
閉庁日:土・日・祝日・年末年始

【役場以外の案内図】



〒089-1707
北海道中川郡幕別町忠類錦町439番地1
☎01558-8-2111
開庁時間:午前8時45分から午後5時30分まで
閉庁日:土・日・祝日・年末年始